

## 「船橋市登園届（訂正案）」について

先日は、令和5年度第1回船橋市健康保育研究協議会書面会議において、「船橋市登園届（訂正案）」についてのご回答いただき感謝申し上げます。

その中で、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、溶連菌感染症を登園届にすることといたしました。また、「登園許可証明書」と「登園届」に分けている理由が明確ではないというご意見があり、再度小口会長、篠本副会長、事務局で検討させていただき、登園許可証明書から登園届に移行する感染症を追加しました。

### 【意見】

- ・登園届にインフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、さらに溶連菌感染症を含めると、「水痘や咽頭結膜熱などどう違うのか？」という整合性のなさが課題として残ってしまう。
- ・「登園許可証明書」と「登園届」に挙げられている全ての感染症を「登園届」とするのはどうか。その際、麻疹など重要な感染症については、インフルやコロナ同様、症状の経過がある程度分かる内容にすれば良い。また、登園届の内容に「医療機関にて回復を確認された」という記述が必要。
- ・登園許可証明書の作成希望のため、体調不良で受診したいお子さんの受診機会を減らしてしまう。



- ・すべての感染症を保護者が記入する登園届にすることは、難しいと考えるが、「咽頭結膜熱はなぜ登園許可証明書なのか？」という理由の説明がつかない。登園のめやすが明確であるため、登園届に移行しても良い感染症については登園届とする。
- ・今後、鳥インフルエンザ、新型コロナを含めて重篤な新興感染症への対応のためにも「登園許可証明書」は残しておいた方がよい。日常遭遇することのあまりない重症感染症や、登園可能な状態を医師が判断した方がよい感染症については、「登園許可証明書」に残すこととする。
- ・保護者の中には、感染症にかかっても保育園に教えてくれなかったり、症状があっても病院に行かずに登園してくるケースもあることが予想され、園内で感染症が拡大することが懸念されるが、引き続き、園内での感染防止対策、受診勧奨、必要に応じて自宅での休養を勧め、登園のめやすを保護者と一緒に確認し、子どもの健康管理をしていくことが必要である。

登園許可証明書に残す感染症	登園届に移行する感染症
<ul style="list-style-type: none"><li>・麻疹</li><li>・風疹</li><li>・結核</li><li>・流行性角結膜炎</li><li>・髄膜炎菌性髄膜炎</li><li>・腸管出血性大腸菌感染症</li><li>・伝染性膿痂疹</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・インフルエンザ</li><li>・新型コロナウイルス感染症</li><li>・水ぼうそう</li><li>・おたふく</li><li>・咽頭結膜熱</li><li>・百日咳</li><li>・溶連菌感染症</li></ul>

※「船橋市登園届」の登園のめやすのところに、感染症によって、発症日や内服開始日等を記入する欄を設けました。

再訂正案

船橋市登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

園名	保育園	園児氏名
疾患に ○	疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157など)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 令和 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

\* 保育園生活での注意事項

( )

証明日：令和 年 月 日

医療機関名

医師名 印

# 再訂正案

## 船橋市登園届(保護者記入)

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下表の感染症については「登園のめやす」を参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いいたします。

保育園長あて

クラス名 \_\_\_\_\_ 園児氏名 \_\_\_\_\_

(受診日)令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、(医療機関名) \_\_\_\_\_ において  
下記が診断されました。規定の期間の経過と症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので  
登園します。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_

### 【インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の療養期間の数え方】 ※裏面参照

該当に○	疾患名	登園のめやす
	インフルエンザ(A・B)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過していること
		発症した日: _____ 月 _____ 日 解熱した日: _____ 月 _____ 日
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状軽快した後1日を経過すること ※無症状の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
		発症した日: _____ 月 _____ 日 症状が軽快した日: _____ 月 _____ 日
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから後5日経過し、全身状態が良好になっていること
		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した日: _____ 月 _____ 日
	咽頭結膜熱 (アデノウイルス感染症・プール熱)	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
		発熱、充血等の主な症状が消失した日: _____ 月 _____ 日
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
		抗菌性物質製剤の内服を始めた日: _____ 月 _____ 日
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
		抗菌薬の内服を始めた日: _____ 月 _____ 日(午前・午後 _____ 時)
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス・ロタウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	解熱し、呼吸器症状が改善して、全身状態が良いこと
	ヒトメタニューモウイルス感染症	解熱し、呼吸器症状が改善して、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化していること
	突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※診断のために検査を受けなければならないということではありません。

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」より一部準用  
令和5年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日改訂(作成:船橋市健康保育研究協議会)

## \*インフルエンザの登園停止期間の数え方\*

発熱、呼吸器症状などの症状が出現した日を発症日 0 日目とし、症状がみられた翌日から 1 日目、2 日目…と数えます。同様に、解熱及び症状軽快した日を 0 日目とし、症状が軽快した翌日から 1 日目と数えます。

インフルエンザに罹患後、登園可能となるのは「発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日を経過していること」です。

例1	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症後1日目に 解熱した場合	<b>発熱</b>	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例2	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症後2日目に 解熱した場合	<b>発熱</b>	<b>発熱</b>	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例3	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後	
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
発症後3日目に 解熱した場合	<b>発熱</b>	<b>発熱</b>	<b>発熱</b>	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

例4	発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日経過 した後			
経過日数	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日
途中で再度発 熱し、発症後 5日目に解熱 した場合	<b>発熱</b>	解熱	解熱	解熱	<b>発熱</b>	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 3日経過 した後
	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	自宅	登園可能

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症と診断され、回復が思わしくない場合や、以下のような場合には受診をし、登園可能な状態を医師に確認しましょう。

- ・熱性けいれんを起こした場合
- ・水分や食事が十分とれず、元気がない場合
- ・咳がひどく苦しそう、あるいは呼吸をする時に「ゼーゼー」「ヒューヒュー」という音がする(喘鳴)や、「ケンケン」という咳(犬吠様咳嗽)が目立つ場合
- ・発熱が5日以上持続する場合